

五島市指定ごみ収集袋等取扱所設置要領

(目的)

第1条 この要領は、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年五島市条例第131号。以下、「条例」という。）第12条に規定する一般廃棄物を排出する場合に使用する指定ごみ収集袋及び粗大ごみ処理券（以下、「指定容器等」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(指定容器等取扱所)

第2条 五島市の指定容器等の取扱を希望する者は、五島市指定ごみ収集袋等取扱所登録申請書（様式第1号）を市長に提出して業務の契約を締結しなければならない。

2 前項の規定により委託を受けようとする者は、次の各号の要件を満たしている者でなければならない。

- ① 事業所にあつては、五島市内に事業所を有する者。
- ② 個人にあつては、町内会長の推薦を受けた者。
- ③ 市税を滞納していない者。

(指定容器の配布)

第3条 前条第1項の規定による委託を受けた者（以下、「取扱者」という。）は、地方自治法第243条の2の規定によりごみを排出しようとする者（以下「排出者」という。）から一般廃棄物処理手数料の徴収を行い、受領した一般廃棄物処理手数料の額に応じた指定容器等を配布するものとする。

(異動の届出)

第4条 第3条第1項の規定により申請した事項について異動を生じたときは、遅滞なく異動届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(業務の廃止及び休止の届出)

第5条 取扱者は、委託を受けたその業務を休止又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の30日前までに市長に届出（様式第3号）しなければならない。

(取扱所証の交付)

第6条 市長は、第2条の規定により、申請業務を委託したときは、指定ごみ取扱所証を交付する。

(取扱者の遵守事項)

第7条 取扱者は次に定める事項を守らなければならない。

- ① 前条の規定により取扱所証の交付を受けた取扱者はそれを保管し、取扱所証を見やすい所に掲示しなければならない。
- ② 取扱者は、適正な管理のもとに指定容器等を保管すること。又、指定容器等が無償又は市の定める額以外の手数料で配布してはならない。
- ③ 取扱所は、利用者の利便に供するため、原則として店主若しくは従業員等

が常駐している業者に限る。

- ④ 指定容器等を取扱者に受け渡した後、取扱者の事由による返品は受け付けないものとする。ただし、不良品等の事態が生じた場合は、交換等に対応する。
- ⑤ 取扱者は、小売を目的とする者へ、指定に係る権利を譲渡及び委託販売してはならない。
- ⑥ 取扱者が排出するごみは、市の分別基準に応じて分別し、適正に処理すること。
- ⑦ 地域の環境美化に努め、市などが主催する環境美化事業に積極的に参加すること。
- ⑧ その他市長が特に必要と認める事項。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は令和6年4月1日から施行する。